

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（本庁勤務職員の場合）

始業時刻	終業時刻	休憩時間	閉庁日
午前8時45分	午後5時15分	45分間	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日
1日あたりの勤務時間	1週間あたりの勤務時間		
7時間45分	38時間45分		

(2) 年次有給休暇の概要（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

制度概要	平均取得日数
1年度につき最大20日を付与 現年分度のみ翌年度に繰り越し可	14.4日

(3) 特別有給休暇の概要

事由	期間
本人が結婚するとき	8日以内
職員の産前産後	産前産後共 56日（多胎の産前98日）
職員の生理日の勤務が著しく困難な場合	連続2日以内
職員が配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	4日以内
職員の配偶者等が出産する場合で、産前6週間・出産日以後1年の期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
職員の親族が死亡したとき	父母・配偶者等・子 7日以内 祖父母・兄弟姉妹・配偶者等の父母・孫 3日以内 上記以外の3親等以内の血族又は姻族等 2日以内
在職期間が10年、20年又は30年に達した職員が心身のフレッシュを図るとき	在職10年 2日以内 在職20年 3日以内 在職30年 5日以内
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき	令和6年度は6日以内、令和7年度以後は5日以内
生後1年6月に達しない子を育てる職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合	1日に2回各30分又は1日に1時間
妊娠中の職員が、通勤に伴う負担を緩和するため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤務時間の初め又は終わりに各30分又は通算1時間
中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内（養育する子が2人以上の場合 10日以内）
負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族の介護その他の世話をを行う職員が、その世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内（対象家族が2人以上の場合 10日以内）
その他、ドナー休暇・妊娠中の職員の通院休暇・ボランティア休暇など	

（注）会計年度任用職員については、上記の内容と異なる部分があります。

9 職員の人事評価の状況（令和6年度）

人事評価の方法（一般行政職の場合）

職員区分	評価の方法	
	実績評価	能力評価
課長相当職以上	○	○
課長補佐・係長相当職	○	○
主査相当職以下	○	○

10 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和5年度）

分限処分				懲戒処分			
免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
	51件			1件			2件